

業務名	排水機場遊水池等除草委託業務
業務場所	豊橋市神野新田町地内ほか（二十間川排水機場ほか）
業務期間	契約日から令和9年1月29日まで

仕 様 書

排水機場遊水池等除草委託業務仕様書

(1) 業務内容

①機械除草

- ・ 除木・草花・施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら・刈り残しのないように均一に除草すること
- ・ 刈り取った草はすみやかに運搬処理を行うこと。
- ・ 草については資源化センターにて適正に処理すること。

②散在塵芥収集

- ・ 落葉・紙屑・空缶・その他不要物を除去・清掃し、すみやかに運搬処分すること。

③安全管理

- ・ 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
- ・ 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- ・ 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育（安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。）を実施し、報告すること。
- ・ 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- ・ 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- ・ 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- ・ 作業中に事故が発生した場合は速やかに河川課に連絡すること。
- ・ 建設工事保険等の加入について
 - * 保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - * 保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - * 保険契約後は証券の写しを提出すること

③その他

- ・ 業務内容に疑義の生じた場合は監督員に連絡し、指示に従うこと。
- ・ 各工種の期間については監督員の指示に従うこと。
- ・ ごみ投入料金については実績に応じて精算する。
- ・ 以上仕様書以外のものについては、豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定めるものとする。

(2) 提出書類

- ①着手届
- ②現場責任者届
- ③業務完了報告書及び写真
- ④豊橋市資源化センター計量伝票の写し
- ⑤完了届
- ⑥その他発注者の指示するもの

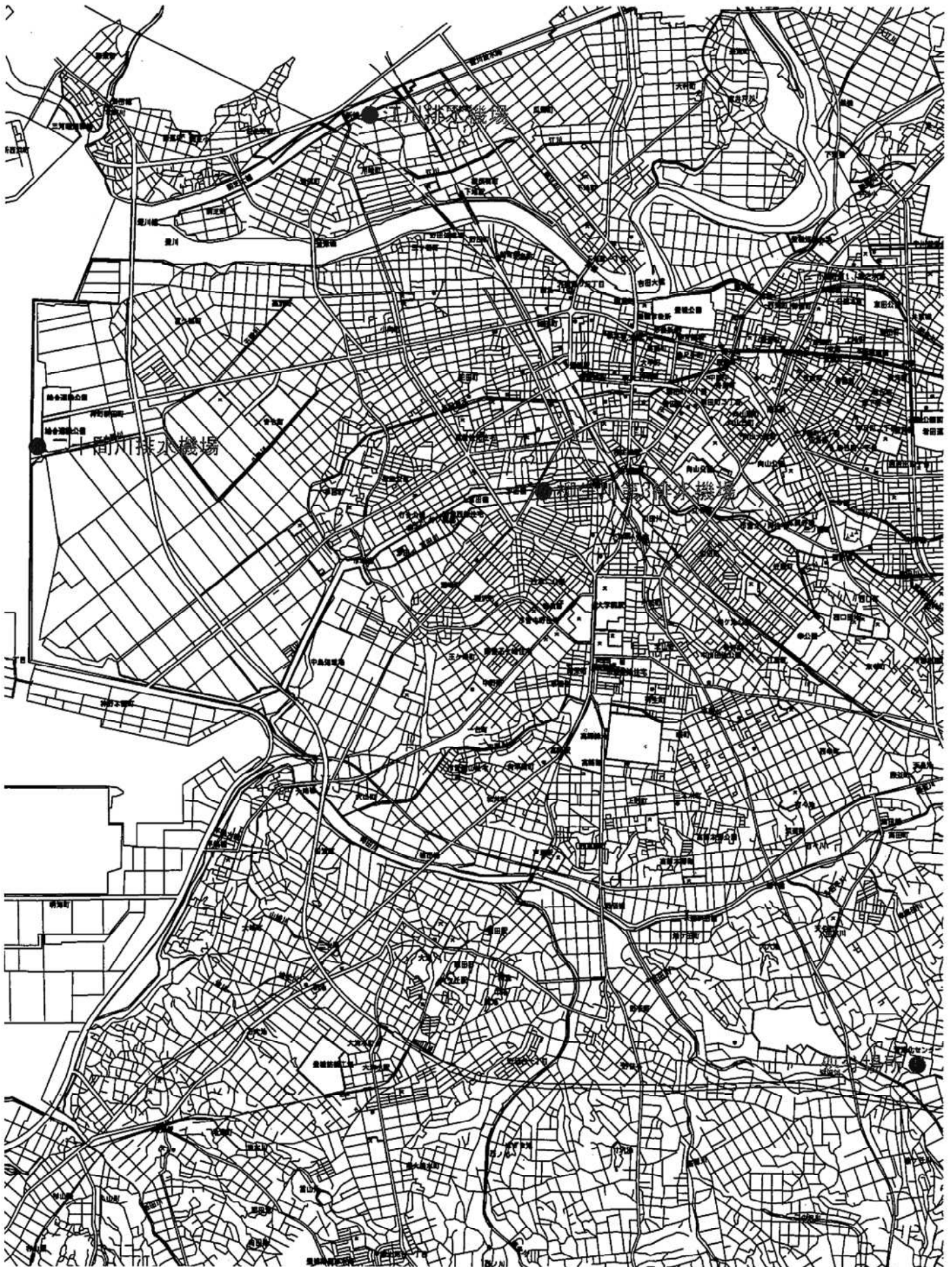
排水機場遊水池等除草委託業務機場一覽

排 水 機 場 名	機 場 所 在 地
二 十 間 川 排 水 機 場	豊橋市神野新田町字メノ割 1－2
江 川 排 水 機 場	豊橋市下五井町白川 1 6－2
柳生川第 3 排 水 機 場	豊橋市牟呂町字扇田 1－7

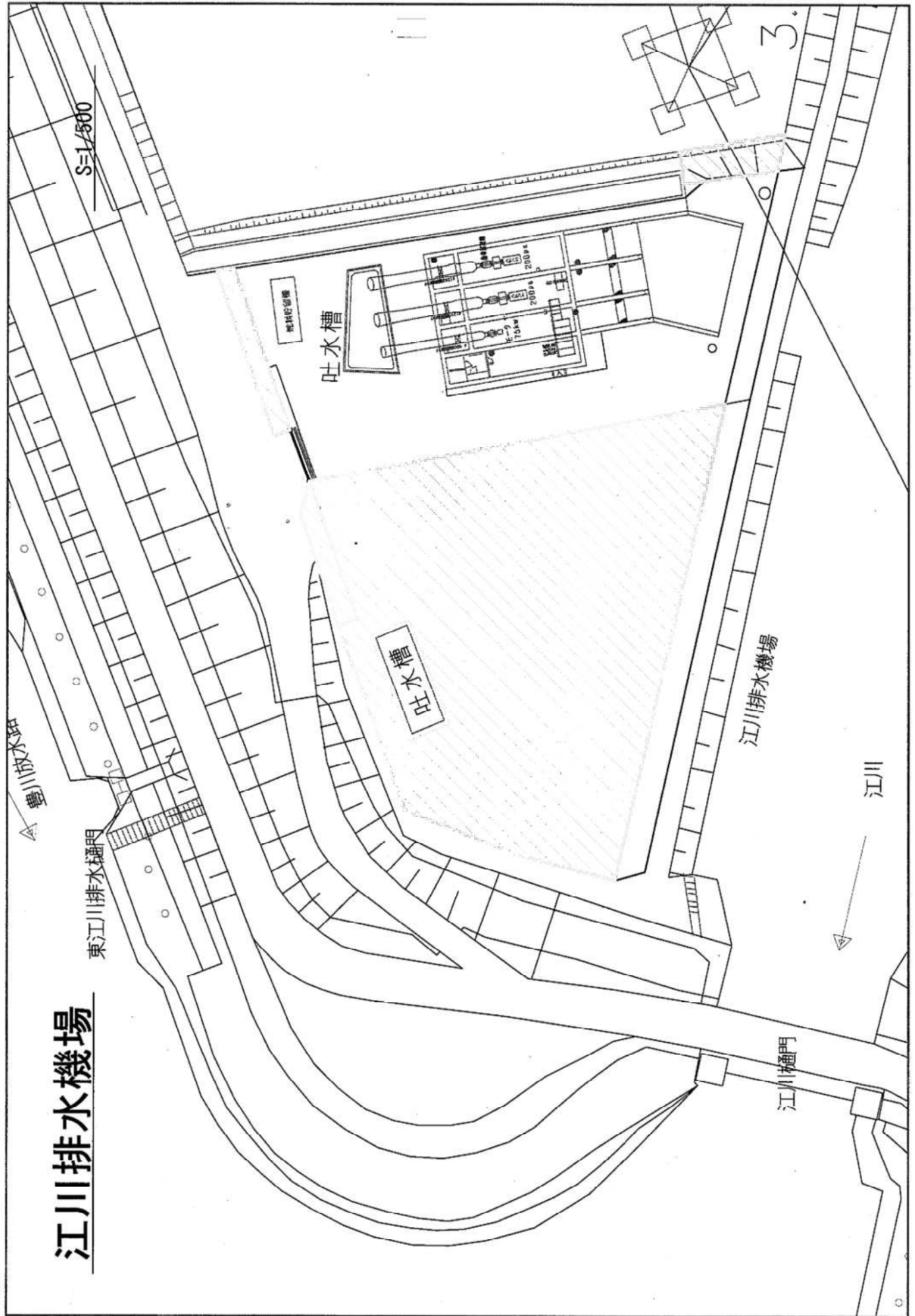
排水機場遊水池等除草委託業務 数量表

	排水機場名	除草回数	除草面積 (㎡)
1	二十間川排水機場	1 回	500
2	江川排水機場	1 回	1, 580
3	柳生川第 3 排水機場	1 回	50 フェンスツル除去
		合計	2, 130

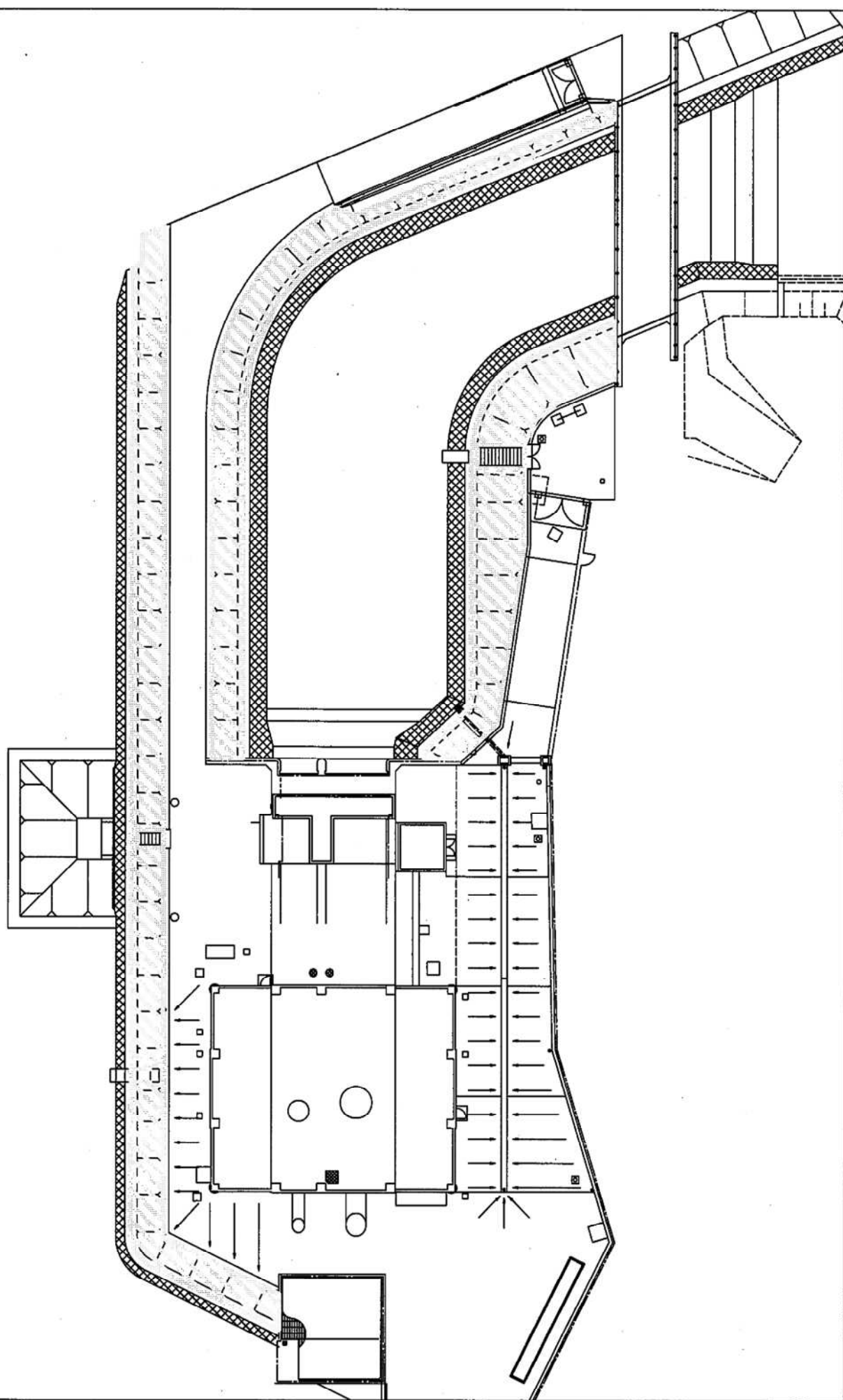
排水機場遊水池等除草委託業務位置図



江川排水機場



二十間川排水機場



S=1/500

柳生川第3排水機場

